

# EU上場日系企業2007年問題研究

&lt;上&gt;

新日本監査法人 金融部 公認会計士 橋上 徹

は／じ／め／に

いわゆる東西冷戦終結以後、唯一の超大国となったアメリカ合衆国（以下「米国」）及び経済発展著しい中華人民共和国（以下「中国」）や日本などのアジア諸国に対抗して、政治的・経済的な対立軸として欧州諸国が文化・歴史の垣根をとりはらい、欧州連合（以下「EU」）を成立させ、東欧諸国等へ勢力を拡大しつつある。依然として、米国は日系企業にとって投資・資金調達の両側面から魅力的な経済圏であり、また中国も魅力的な投資先である。

しかし、米国のエクソン社、ワールドコム社及びアーサー・アンダーセン会計事務所が引き起こした会計不正問題は、会計基準策定や監査基準策定といった証券市場の基本的な部分を実質、私的機関（FASB [企業財務会計基準審議会] やAICPA [米国公認会計士協会]）から企業改革法（Sarbanes-Oxley Act）や上場企業会計監視委員会（PCAOB）といった連邦法・連邦管轄レベルへ引き上げる厳しいものとなり、米国での上場維持には依然としてメリットもあるものの、コーポレート・ガバナンス（企業統治）再構築など維持コスト・リスク等も問題となってきた。

一方、中国市場は確実に成長をとげているものの政治的な面で以前不透明な部分が残る。そ

の点、EUでの資金調達は、比較的安定した政治情勢のもと、単一通貨ユーロ（英國ポンドを除く）で、付加価値税（VAT）・関税（Custom）などがEU域内取引では緩和されるなど経済的利便性・資金確保の利便性及び当該資金の北東欧諸国・ロシア・インドネシア等ASEAN諸国・モロッコ等の北アフリカ諸国・中東諸国・中国などへの大型再投資の選択肢も広がり日系企業にとっても国際的競争力確保により、世界市場において生き残るという意味で、捨てがたい選択肢となりうる。

この中で最大の懸案事項が証券市場のメイン・インフラである会計基準の統一化の動きである。

エクソン事件やワールドコム事件により皮肉にも米国会計基準=世界の会計基準という実務慣行は軌道修正を迫られ、比較可能性・透明性の高い会計基準が必要となった。新たな会計基準改革の動きは一部を除き国際財務報告基準（IFRSs）として収斂しつつあるが、米国会計基準と異なり市場テストが必ずしも十分行われておらず<sup>①</sup>、また特にEU域外諸国とのEU証券市場からの資金調達については、激変的側面が強い為、動向に注視が必要である。

本稿では、国際財務報告基準と日本の会計基

準の相違にふれつつも、これまであまりまとめ紹介されることのなかったEU証券市場規制の動向とそれが日系企業に与える影響について解説をしたい。（なお、本稿は筆者の見解に基づき記述しており、筆者が所属する監査法人その他の関連団体とは一切関係ないものである。このため筆責はすべて筆者が負う。）

## 第1章 問題の所在（2007年問題とは何か）

### 第1節 日系企業への資金調達への影響

欧州連合（EU）は域内で活動する域外企業に対して、2007年からは「国際財務報告基準（IFRSs、国際財務報告基準）」または「これと同等と認められる基準」による情報開示を求めており（EU域内上場企業約7,000社については、連結財務諸表に対して、2005年1月からIFRSsを強制適用）。

2004年3月の時点で日系事業体で、株式をEUに上場している株式は75あり（ロンドン25、

ルクセンブルグ17、アムステルダム16、フランクフルト44、パリ17、ブラッセル4。なお、重複上場している企業がある。）、180を超える債券の公募が行われている（ロンドン108、ルクセンブルグの2大市場が太宗を占めており、このほかに少数ながら、アムステルダム、フランクフルト、パリがみられる。）。

債券の公募の特徴は、関連現地会社による普通社債等を発行するケースと日本の事業会社がエクイティ関連債券を上場しているケースが見

① 2004年7月にIASBのトゥディー議長が来日した折、示した内容は次のとおり。（ASBJ資料より転載）

	現在	2005	合計
IFRSを認容	21		21
IFRSを強制（全ての国内企業に対して）	32	33	65
IFRSを強制（一部の国内企業に対して）	5		5
	58	33	91

- ① 国内企業に対してIFRSを導入することを容認している国の例  
ドイツ、オランダ、スイス、フィンランド、香港、南アフリカなど。
  - ② 国内企業に対してIFRSを強制している、今現在、IFRSを採用している国又は地域  
ロシア（2004年から）、中南米・中近東諸国、シンガポール・オーストラリア（国内基準がIFRSとは同じ内容になる為、域内企業については事実上IFRS強制と同じになる）など。
  - ③ 一部の国内企業に対してIFRSを強制適用している国の例  
中国（海外投資家向け銘柄の部分についてIFRSを採用、強制）など。
- （留意事項）
- EUにおいては、域内基準としてIFRSを導入するということである為、個々のIFRSの基準についてEU委員会（EC）が承認する手続きを採用するということである。
  - EU加盟国以外の国、例えばオーストラリアなどでは特段承認という扱いは手続き的に採っていないと考えられるが、国内基準をIFRSに合わせるという過程が承認プロセスと同じようなことになるのではないかと考えられている。
  - （2005年以降も）米国では、調整表の要求というのがあり、それが引き続き求められる模様。
  - カナダは域外企業についてIFRSを認めるという検討をしている。
  - IFRSは基本的に原則主義の会計基準であり、そもそもその解釈が必要になってくる部分が多い。解釈指針を作成する組織はIFRIC（International Financial Reporting Interpretations Committee）であるが、作業量的に限界があると考えられている。その為、各国から提起される問題のうち、国際的な問題を扱うということで、IFRICがカバーしないものについて指針としての公表に至らなくても問い合わせの多い事項については、教育研修資料として公表するようなことが考えられている。各国有りの問題についてどのように取り扱うかは現在検討中。
  - 非上場企業への適用はEUではIFRSの適用は加盟国の任意。IASBは中小企業向けのプロジェクト、簡易版のIFRSを作成する方針でそのプロジェクトを進めている。

られることであるが、地方自治体及び公的金融機関による発行も見られる。これらの企業及び自治体等は、一部米国のSEC (Security Exchange Committee) 基準に拠るものも見られるものの、その多くが日本の会計基準に準拠して作成した財務諸表を開示している。

今後、日本の会計基準がIFRSsと同等ではないとされ、日本基準に準拠した開示がEUで認められることになれば、<sup>②</sup> 日本企業のEU市場での資金調達に直接影響が生じることになる。日本の会計基準が同等でない、「同等性の評価」については後述。とみなされた場合、EU市場に上場・公募している事業体のとるべき対応は次の2つになる。<sup>①</sup> EU市場での上場維持・公募継続を希望する事業体はIFRSsに準拠した財務諸表を作成する。<sup>②</sup> 上場・公募を廃止する。この場合、スイス・シンガポール・香港・上海・深圳などEU規制の及ばない市場へ指定替えを行うことも想定される。

2004年12月14日付の日本経済新聞(夕刊)によると、「海外上場を取りやめる国内企業が増えている。2004年はこれまでに東芝や積水ハウス、日本郵船など17社が一部あるいはすべての海外市場での上場廃止を表明。海外上場企業は5年前に94社あったが、2005年前半には53社と4割減る見通しだ。

情報開示負担が重くなる一方で現地での売買が少なく、上場費用などを削減するのが狙い。日本企業は1980年代前半から資金調達や知名度向上を目的に積極的に海外上場を進めてきた。ここにきて国内でも地方証券取引所の上場をやめる企業が増えるなど、市場選別の動きが広が

っている。

日本経済新聞社の調査によると、2003年に海外から全面撤退した企業は10社だった。今年に入りこの動きが加速している。撤退対象の市場は欧州が多く、米国での事例はほとんどない。・・・・・。また、同紙によると2004年に海外市場の撤退を決めた主な企業は次のとおりである。

企業名	過去の上場市場	廃止後海外市場
東芝	ルクセンブルク、 フランクフルト、 デュッセルドルフ、 アムステルダム、 パリ、スイス、ロンドン	ロンドン
川崎汽船	フランクフルト、 ブリュッセル	なし
コマツ	フランクフルト、 ルクセンブルク	なし
住友信託銀行	ロンドン	なし
イオン	フランクフルト、 デュッセルドルフ、ルクセンブルク	なし
全日本空輸	フランクフルト、 ロンドン	ロンドン

なお、現在、持分証券(株式・新株予約権社債など)に限定した規定になるものと考えられている(即ち、普通社債・事業債等負債証券は、公募であっても規制の対象外になるのではないか?)が注視を要する。

## 第2節 日本の資本市場の信頼性に対する影響

同等性評価の結果如何によつては、日本の会計基準が欧米の会計基準が欧米の会計基準に比

<sup>②</sup> 注意していただきたいのは、IFRSsと日本の基準のうちどちらが会計理論上、正しいか、を判断するのは「同等性の評価」ではない。あくまで欧州域内の投資家にとって有用なものはどちらかを判断するのである。従つて、現在及び将来にわたり、日本の会計基準が欧米に比して劣っているという結論には直ちにはならない(議論の前提が別)。

べて劣後していると烙印を押されかねず、<sup>③</sup> ひいては日本の資本市場そのものに対する不信感を醸成しかねない、と言われている。

現在、例えば東京証券取引所への外国企業の上場会社数・銘柄数とも減少傾向にあり伸び悩んでいる。この理由は様々な要因があると思われるが、後述する日本語のみによる開示義務、外国企業にとって日本の会計基準がIFRSsやUS・GAAPその他自国基準との比較が事实上困難であった点等が指摘できよう。

	2003/3	2003/9	2004/3	2004/9
外国企業上場会社数	34	32	32	30
外国企業上場銘柄数	34	32	32	30

(東京証券取引所・事業報告書より作成)

## 第3節 商法・税法・倒産処理法(会社更生法・破産法など)への問題の波及による立法政策への影響

企業会計は企業のグローバルな活動が進展する中で、国際的な共通性が求められ、IFRSsを中心に企業会計のグローバル・スタンダード作りが進められている状況にある。しかしながら、企業会計は各国資本市場の実態に基づき、長年培われてきたものである。

日本の場合、特に大きな特徴として、将来の投資家を含む一般投資家の保護を目的とした連結財務諸表を中心とする財務諸表と位置付ける証券取引法会計制度と、現存株主と債権者保護及び両者の利害調整を主たる目的とし、個別財務諸表を前提とする商法会計制度、公平な課税を実現し、商法のもとで確定した利益をもとに課税所得を計算する税務会計、さらに企業再生目的・清算目的の会計(倒産処理法)が複雑に絡み合いながら、発展した点が指摘できる。

<sup>③</sup> (注記2)で記述した点と同様、この烙印は海外、EU域内の投資家からの評価を想定している。また、日本の会計基準がIFRSsより劣ると直接に結論付けられるものではない。日本の会計基準が主張すべき点があれば主張すべきで、海外の投資家への透明性はこれにより担保されうるのである。

同様な問題は例えばドイツにおいても見られる。即ち、上場企業については、EUの法制が直接適用されることになり、2005年から強制的に連結決算に対しては国際会計基準が適用されることになるが、それ以外の企業で、かつ、商法により連結決算の作成を義務付けられているものについては、商法の会計基準と国際会計基準による連結決算の選択を認める法改正を行うこととしている。

しかし、配当や課税については、依然として、商法の個別決算による会計基準が適用されることとしている。このようにグローバルな証券市場とローカルな法規制のバランスをどのように図るかが僅々かつ大変深刻な問題となってきた。なぜならば、資本市場の国際化が急激に進展するなかで、このような各國の会計基準固有の状況を考慮し、企業の資金調達などグローバルな活動に支障を生じないように対応していくためには、各國の企業会計を規制する諸法を体系的に見直さなければならないのである。

日本では証券取引法は内閣府金融庁、商法・倒産処理法は法務省、税法は財務省管轄であり、統割りの立法政策では混乱が生じる懸念がこれまで以上にあり、金融庁と法務省及び財務省との連携が不可欠にならう。

## 第4節 企業統治(コーポレート・ガバナンス)への影響

エクソン事件等を受けた米国において制定された企業改革法では、経営者による内部統制の評価及びその評価への第三者の検証手続について、非常に厳格かつ煩雑な手続を求めていることは周知のとおりである。その影に隠れてしまった感はあるが、2004年3月に公表された「EUにおける法定監査に関する指令案(法定監

査指令案)」ではその39条1項において、コーポレート・ガバナンスに関わる規定として「公益組織 (public interest entities)<sup>①</sup>」に対する「監査委員会 (audit committee)」の設置義務を課しており、EUの証券市場を利用している日本企業にやはり重要な問題を投げかけることになった。

さらに、EUは2003年に会社法現代化の為のアクション・プログラムを策定し、2004年のEU議会及び理事会に提出した。この勧告の適用対象企業は、上場企業であるが、その適用については、EU加盟各国に“遵守か説明かの方法”と立法との選択肢が認められている。EU加盟国が“遵守か説明かの方法”を選択した場合は、企業は毎年最低1回勧告のどの部分に従っていないのか、その範囲と理由を明確にして開示する義務を負う。

ただし、いざれを選択した場合でも、①会社から独立した、業務執行を担当しない役員の導入、及び②委員会（人事・報酬・監査）の設置が義務付けられている点に留意を要する。日本においても2004年後半より、証券取引法上のデ

ィスクロージャーを巡る企業不祥事が多発した為、金融審議会、金融庁、証券取引所を中心として、資本市場の信頼性を維持・向上させる為の諸施策が検討されている。

ここで焦点となっているのは、やはりコーポレート・ガバナンスであり、特に企業の内部統制システムの有効性を経営者がどのように評価し、それを第三者が検証する（この検証手続については企業会計審議会が2004年11月に公表した「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」が想定するものと考えられる。）点である。

なお、2004年12月に公表された「会社法の現代化に関する要綱案」では、大会社については、内部統制システムの構築の基本方針の決定を義務付ける<sup>②</sup>ものとし、内部統制システムの構築の基本方針については、取締役会が設置された株式会社においては取締役の専決事項とし（商法260条2項、商法特例法21条の7第3項各号）、当該決議の概要を営業報告書の記載事項とされている。

④ 非営利団体・組織も対象となる（「公益法人」）点が日本の企業会計を前提とした会計基準と相違する点に注意する必要がある。例えば、国際オリンピック委員会（IOC）、国際会計基準委員会財團（IASB）などの非営利団体・組織は、運営資金や寄付金を募るために、活動状況を年次報告書にまとめる場合、法人は一般会社法で設立し、営利・非営利の区分は税法が規定し国税当局である歳入庁（IRS）が管理するという仕組みである。つまり、一般会社法で設立した法人が営利かどうかは問わぬ。日本の場合は、商法が営利目的とする会社に特定しているのとは異なる。具体例を示すと、米国財務会計基準審議会（FASB）の母体であるFAF（財務会計財團）は、デラウェア州一般会社法で設立され、税法501(c)(3)の非営利組織として取扱われている。非営利組織は税法で決められ、国税当局である歳入庁（IRS）が管理することになっている。なお、法定監査指令案における「公益組織」とは、その事業の性格・規模・従業員数から公共に重要性な関連性がある組織、特に加盟国の法の支配に服するEU上場企業、銀行などの金融機関及び保険会社と定義されている（2条11項）。

⑤ 日本の下級審では、既に経営者のリスク管理体制構築義務違反が商法266条1項5号違反（内部管理体制「リスク管理」の構築に関する任務懈怠の責任）となる点が判示されていた（大和銀行ニューヨーク支店事件〔大阪地裁平成12年9月20日判決〕）。この為、今回の改正は監査役協会・日本公認会計士協

## 第2章 日本の現在までの対応

### 第1節 2005年問題から2007年問題へ（2年間の執行猶予期間）

2003年の後半より、我が国においては、EUが我が国の会計基準をIFRSと同等であると認めない場合には、我が国の会社を始めとする証券発行者のEU域内での資金調達等の事業活動に支障を来たすおそれがあるとの指摘がなされるようになり、やがて、会計基準をめぐる「2005年問題」として喧伝されるようになった。例えば、(社)日本経済団体連合会は、2003年10月21日付で「会計基準に関する国際的協調を求める」というタイトルの文書を公表しているが、この中で、会計基準のコンバージェンスの第1段階として、日米欧会計基準の相互承認を求めるとともに、特に金融庁に対し、米国SECや欧州委員会、加盟各国の監督当局等に対して、我が国の会計基準の受容力を強くかつ迅速に働きかけることが不可欠であるという指摘をしている。

我が国としては、金融庁を中心に、企業会計基準委員会・日本経済団体連合会・日本公認会計士協会・東京証券取引所等の関係団体が協力しながら、欧州委員会（EC）やEU各国等の関係者に対して、我が国の会計基準を「IFRSと同等と認められる会計基準」として受容れるよう働きかけを行ってきた。

⑥ 「2005年問題」にいち早く対外的に会社の対応策を示した事例として大和證券グループ本社が挙げられる。同社グループ会社のうち1社がロンドン証券取引所やフランクフルト証券取引所に上場していた。同社では2005年問題を企業を取り巻くリスクと捉え、2004年3月期決算において有価証券報告書において「リスク情報」として次のような記載を行った。「当社は当社普通株式を、また当社グループはユーロ・ディディアム・ターム・ノート・プログラムを欧州の証券市場に上場しています。現在、EUにおいて、EU域内の証券市場に上場する証券の発行体については、EU域外の発行体であっても、国際会計基準またはそれと同等の会計基準に基づく財務諸表の作成・開示を求める規制の制定が進められており、現時点においては、日本の会計基準が国際会計基準と同等の会計基準であると認められるかは不確定であります。もし、国際会計基準またはそれと同等の会計基準による開示に当社グループが対応し得ない場合には、欧州市場における上場廃止等により当社グループの欧州における事業展開及び資金調達が制限を受ける可能性があります。」

金融庁は、主にEU等の欧州の各関係機関の理解を深める為に、日米IFRSの3会計基準の比較資料（英文・仏文・独文）を作成し、各機関・各組織の担当者等に対し機会を捉えて直接説明するなど、日本基準が米国基準やIFRSと同水準の会計基準であるという認識を浸透させる努力をしてきた。

そのような関係団体を含めた努力の結果もあって、我が国の会計基準が「IFRSと同等と認められる会計基準」として受容れられるかについて、EUにおいてさらに具体的な検討が進められることが決定された。検討は、欧州証券規制当局委員会（CESR：The Committee of European Securities Regulation）において行われ、ECが最終的な決定を行うこととされている。CESRの検討は、2005年6月を目指に行われるようである。

また、EU域外の会社については、Prospective Directive（以下「目論見書指令」（後述））

に関しては2006年末まで、Transparency Directive（「透明性指令」（後述））に関しては2006年末ごろの指令の施行まで「本国基準」の使用が認められることとなり、日本基準の適用が認められるようになった。この意味では、2005年問題は「2007年問題」となったと最近では受け止められている。<sup>⑥</sup>

なお、第13回日・EU定期首脳会議（於：東京）の共同プレス・ステートメント（2004年6月22日）において、日・EU首脳はできる限り早期に会計基準の同等性を確立する作業を完結するよう促したとされている。<sup>⑦</sup>

## 第2節、「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について（論点整理）」

企業会計審議会（会長・加古宜士早稲田大学教授）は、2004年6月24日、「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について（論点整理）」（以下「論点整理」）を公表した。本論点整理は、いわゆる2005年問題を契機に企画調整部会で審議された国際会計基準に対する制度的な対応に係る論点整理を取りまとめたものである。

論点整理は、国際会計基準の制度的対応という、企業会計審議会の公表文書としては従来にない性格のものとなった。企業会計審議会は、企業会計基準の設定や監査基準の設定を主な任務とし、それにふさわしい実績を積み上げてきたが、今回は、企業会計制度の整備という観点からこの問題を取り上げたものと考えられている（なお、金融庁組織令24条は、「企業会計審議会は、企業会計の基準及び監査基準の設定、原価計算の統一その他企業会計制度の改善整について調査検討し、その結果を内閣総理大臣、金融庁長官又は関係行政機関に対して報告し、又は建議する」と企業会計審議会の役割を規定している。）。

このような公表文書に比較的近いものとしては、1973年9月に、企業会計審議会における審議を経て旧大蔵省から公表された「我が国の企業内容開示制度における外国会社の財務諸表の取扱いについて」や、企業会計審議会第3部会了解として公表された「外国会社の財務諸表の

監査証明について」がある。

今回の論点整理では、このような前例を踏まえるとともに、2005年問題を消化し、制度的に検討する為には、国際会計基準の内容や会計監査制度等の企業会計制度についての基本的な理解が不可欠であり、そのような検討にふさわしい場として企業会計審議会が選ばれ、審議事項として採り上げられたものと考えられている。

企画調整部会は2004年2月20日に開催された総会後、3月9日、4月23日、6月17日と3回開催された。開催回数はやや少ないが、その理由の1つとしては、2003年秋から金融庁内で企業会計審議会・企業会計基準委員会・日本経済団体連合会・日本公認会計士協会・東京証券取引所等の関係者を構成メンバーとした「国際会計・監査・開示の国際的動向に関する連絡会」が5回開催されており、問題点の整理は内部的には進んでいたことが挙げられている。

企画調整部会における審議の過程では、国際財務報告基準（IFRSs）に準拠した連結財務諸表を、証券取引法の下における制度上どのように位置付けるかという観点から、主に、①EU域内を含む外国の会社が我が国で公募又は上場する際にIFRSの準拠した連結財務諸表を利用する場合、②我が国の会社が国内でIFRSに準拠した連結財務諸表を利用しようとする場合の制度上の課題等が議論された。

論点整理では、まず、IFRSをめぐる国際的な動向を概観し、IFRSに関する法制度上の論点・考え方等を整理した上で、今後の課題について言及している。論点整理では、外国会社・内国会社へのIFRSの適用に対する考え方を整理はしているが、必ずしも方向性まで示していくものではないことも1つの特徴であると言わ

⑦ 金融庁企画局国際課企画官 松尾直彦「最近の会計・監査をめぐる国際的な動向と日本の対応」『JICPAジャーナル11月号』（2004、日本公認会計士協会）38頁。

れている。なお、論点整理に対して、8月31日まで幅広い関係者等からの意見を求めていた。

## 第3節、日EU財務金融ハイレベル協議

2004年11月11日、東京において、EC（欧州委員会）と日本財務省を共同議長とした日EU財務金融ハイレベル協議が開催された。出席者は日本側は、財務省財務官（共同議長）・金融庁参事官・日本銀行国際局審議役等、ECからは経済財務総局長（共同議長）、域内市場総局長（共同議長）、欧州中央銀行副総裁等が参加した。

金融庁のHPによると、「……日本及びEUは、関連のEU指令の下での、会計基準及び法定監査に係る国際的な問題について、意見を交換するとともに、経験を共有した。EU側は、金融サービス行動計画（FSAP）<sup>⑧</sup>の直近の進展について述べるとともに、2005年までのFSAPの完全な実施との目標に向け進んでいることに言及した。EUの関心は、現在、FSAPの下で合意された措置の有効な実施及び施行、そしてEUの金融市场統合を完成させる為の更なる措置を講じることに移行している。」とある。

この協議の目的について2004年11月23日付毎日新聞朝刊では、「欧州連合（EU）が2005年から国際会計基準（IAS）を導入するのに伴い、同基準を採用しない日本企業のEU域内での資金調達が困難になる可能性がある問題で、金融庁は23日、欧州証券規制当局委員会（CESR、事務局・パリ）主催の公聴会で、日本基準の透

明性の高さなどをアピールする。」と述べている。

## 第4節、CESR（欧州証券規制当局委員会）の我が国からの公聴会参加

2004年11月23日、金融庁及び我が国会計基準に関する民間関係者（企業会計基準委員会、日本公認会計士協会及び日本経済団体連合会）は、CESR事務局（パリ）を訪問し、CESR財務報告グループ（CESR-Fin）（議長：タイナー英国金融サービス機構（FSA）最高経営責任者（CEO））が開催する「特定第3国の会計基準の同等性及び特定第3国の財務情報の法執行メカニズムの説明に関する概念ペーパー案」に関する公聴会に参加した。

この公聴会の参加目的について金融庁はHP上で次のように説明している。「CESRは、2005年6月末までに、EC（欧州委員会）に対し、第3国（日本・米国・カナダ）と国際会計基準（IAS）との同等性について技術的助言を行うこととしており、その一環として、10月21日に、同等性の意味、同等性の技術的評価の方法・基準等に関する概念ペーパー案を公表し、広く意見を募集しているところです。今回の我が国関係者によるCESRの公聴会への参加は、我が国会計基準の国際会計基準（IAS）との同等性が認められるための取組みの一環として、概念ペーパー案に対して意見を述べることを目的とするものである。」。

CESRの概念ペーパー案については後述するが、〈基準の同等性評価〉について①同等性の目的、②一般原則の検討、③技術的評価、④同

⑧ 1999年ECはEU域内の金融サービス市場における単一市場創設を目指し、その前提として上場企業の決算の比較可能性の向上が急務とされた。この中で重要な指令は次のとおりである。①「国際会計基準の適用に関するヨーロッパ議会と評議会の規定」（EC Commission, 2002, Regulation (EC) No.1606/2002 of the European Parliament and the Council of 19 July on the application of international accounting standards, EC Commission), ②「目論見書指令」（2005年7月1日施行。Regulation (EC) No.0809/2004), ③「透明性指令」（2004年12月17日承認。Regulation (EC) No.1508/2004)

等でない場合の結果、⑤早期通知メカニズムについて言及している。なお、当該概念ペーパーはパブリック・コメントに付され、パブリック・コメントの最終期限はブリュッセル時間2004年12月22日となっていた。

#### 第5節 CESRの概念ペーパー案への金融庁のパブリック・コメントの発出

金融庁は2004年、CESRの概念ペーパー案へのパブリックコメントをまとめた。内容については後述するがポイントは以下のとおりである。

- ① 第3国会における同等性評価のために、公正で偏りのない透明なプロセスを確保する為、一層努力することを要請。
- ② 同等性評価に際しては、投資家保護の確保とともに、EU市場のグローバルかつ開放的な性格の促進やEU資本市場の投資家の投資機会の確保にも優先度が置かれるべきこととすることを要請。
- ③ 技術的評価に当たっては、重要な相違のみ焦点を当てるよう要請。同時に日本基準については、減損会計や企業結合会計が考慮の対象となるよう要請。

## よくわかる会計実務のポイント整理シリーズ

### 連結計算書類

#### 第一回

新日本監査法人データバンク室「会計」 大田 達也

は／じ／め／に

前回に引き続き「連結計算書類」の第2回です。前回は、連結計算書類の導入の背景、適用会社、連結計算書類の内容、作成方法および表示方法（注記事項を中心として）を解説しました。今回は、連結貸借対照表および連結損益計算書の作成方法、連結計算書類作成会社の特例等について解説します。なお、文中の意見や解説は私見に基づくものであることを申し添えます。

#### 1. 連結貸借対照表の作成方法

##### (1) 科目の細分の取扱い

連結貸借対照表は、資産の部、負債の部および資本の部を設け、少数株主持分がある場合には、負債の部の次に少数株主持分を記載しなければなりません（商規158条）。さらに、資産の部は、流動資産、固定資産および繰延資産の各部に区分し、固定資産の部は、さらに有形固定資産、無形固定資産および投資その他の資産に区分しなければなりません（商規160条1項）。また、負債の部は、流動負債および固定負債の

各部に区分しなければなりません（商規161条1項）。ここまででの取扱いは、すべての連結計算書類作成会社が従う必要のある強制規定となっています。

次に、資産の部に区分された各部は、現金および預金その他の資産の性質を示す適切な名称を付した科目に細分することができるとされています（商規160条2項）。また、同様に、負債の部に区分された各部は、支払手形および買掛金その他の負債の性質を示す適切な名称を付した科目に細分することができるとされています（商規161条2項）。

いずれも「できる」規定ですから、どの程度の細分を行うかは、会社の判断に委ねられます。会社は、実情に応じて、株主への開示にとって適切な科目的細分を選択することができます。株主が企業集団の財産および損益の状態を判断するにあたって、誤解を生じさせない範囲で適宜科目的集約を行うことができると考えられます。後掲します記載例のように、重要性を勘案したうえで、受取手形と売掛金を1つにまとめて「受取手形及び売掛金」としたり、社債と借入金を1つにまとめて「社債及び短期借入金」または「社債及び長期借入金」としたりす

● 対顧客直物為替相場推移表 ●								
月 日 通 貨 \	1月17日	1月18日	1月19日	1月20日	1月21日	17日～21日 週 間 平 均	12月 の 月 間 平 均	
U.S. ド ル	T. T. S	103.16	103.42	103.40	103.97	104.60	103.71	104.88
	T. T. B	101.16	101.42	101.40	101.97	102.60	101.71	102.88
	T. T. M	102.16	102.42	102.40	102.97	103.60	102.71	103.88
ユ ー ロ	T. T. S	135.27	135.07	134.77	135.46	135.68	135.25	140.58
	T. T. B	132.27	132.07	131.77	132.46	132.68	132.25	137.58
	T. T. M	133.77	133.57	133.27	133.96	134.18	133.75	139.08
S.T.G. ボ ン ド	T. T. S	195.02	194.43	194.97	196.72	197.65	195.76	204.50
	T. T. B	187.02	186.43	186.97	188.72	189.65	187.76	196.50
	T. T. M	191.02	190.43	190.97	192.72	193.65	191.76	200.50
S.F.R. ラ ン	T. T. S	87.32	87.20	87.20	87.82	87.83	87.47	91.53
	T. T. B	85.52	85.40	85.40	86.02	86.03	85.67	89.73
	T. T. M	86.42	86.30	86.30	86.92	86.93	86.57	90.63

(注) T. T. S = 電信売相場、T. T. B = 電信買相場、T. T. M = 電信売買相場の仲値、T. T. M及び平均相場は、東京三菱銀行公表レートを基礎に算出、平均相場は銭位未満四捨五入。